

ふるさと納税（農林水産物返礼タイプ）支援サービス利用業務

プロポーザル実施要領

令和5年7月

岩手県

この「プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「ふるさと納税（農林水産物返礼タイプ）支援サービス利用業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関し、プロポーザルに参加しようとする者が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

1 本業務の趣旨

本県のふるさと納税を推進するため、県が実施するふるさと納税業務のうち、ふるさと納税寄付に係る寄付情報や返礼品の手配、配送の管理、必要書類の印刷発行等を委託し、効果的な事業の実施を図ることを目的とする。なお、本業務では、ECサイトとふるさと納税を連携させた取り組みとすることで、一次生産者や小規模事業者が返礼品事業者として参画しやすい仕組みとすることに留意して実施する。

2 本業務の概要

- | | |
|---------------|--|
| (1) 業務件名 | ふるさと納税（農林水産物返礼タイプ）支援サービス利用業務 |
| (2) 委託期間 | 契約締結日から令和6年3月31日まで |
| (3) 業務内容 | 資料2「業務仕様書」記載の5のとおり |
| (4) 委託予定額（上限） | 岩手県が想定する令和5年度中に見込む寄附金額総額（12,000千円）に受託者が定めるサービス利用料等の率（返礼品、サービス利用料等を含む）を乗じた額 |
| (5) 提案を求める事項 | 資料2「業務仕様書」記載の5の履行に関する事項 |

3 参加者の資格要件等

参加者は、次に掲げるプロポーザル参加資格（以下「参加資格」という。）の要件を全て満たしている者とする。

なお、複数の者による共同提案も認めるが、その場合、代表者を定めた上で参加するものとし、岩手県との契約の当事者は当該代表者とする。また、代表者は次の（1）～（7）、構成員は（2）～（7）の要件を満たしている者とし、（9）～（11）については、代表者又は構成員

いずれかの者が要件を満たしていること。

〔参加者の資格要件〕

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 本業務の実施について、県の要求に応じて即時に来庁又は Web 会議等の方法により、対応できる体制を整えていること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てをしている者若しくは更生手続き開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている者若しくは再生手続き開始の申立てがなされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 参加届出書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、県から一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準（平成 23 年 10 月 5 日出第 116 号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (6) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (7) 最近 1 年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (8) 単独で参加した参加団体は、参加グループの構成員となることはできないこと。
- (9) 県内市町村が行うふるさと納税寄附関連業務を受託した実績があり、正常に稼働させた実績がある事業者であること。
- (10) ふるさと納税寄附の返礼品として、本県の農林漁業者が出展しており、その者が生産した生産物（野菜、青果、食肉、水産物等をいう。）の取扱実績がある事業者であること。
- (11) 過去 5 年間に於いて、本県の農林漁業者と消費者とをつなげる取組（本県の農林水産業について消費者が学ぶ研修会の開催、産地体験型プログラムの実施など）の実績があること。

4 担当課

岩手県農林水産部流通課（6次産業化推進担当） 担当：佐々木

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号

電話：019-629-5731 FAX：019-651-7172

電子メールアドレス：AF0003@pref.iwate.jp

5 プロポーザル参加に係る手続きに関する事項

(1) 実施要領等の入手方法

プロポーザルに関する資料について、岩手県公式ホームページ「入札・コンペ・公募情報」に掲載する。

岩手県公式ホームページ「入札・コンペ・公募情報」

(<https://www.pref.iwate.jp/kensei/nyuusatsu/index.html>)

(2) 本業務及びプロポーザルに関する質問の受付及び回答

本業務及びプロポーザルに関する質問がある場合は、次により受け付けるものとする。

ア 受付期間

令和5年7月11日（火） 17:00まで

イ 提出先

岩手県農林水産部流通課（連絡先は「4 担当課」を参照）

ウ 提出方法

「様式1 実施要領等に関する質問票」に内容を記入のうえ、電子メールにより提出するものとする。

エ 回答方法

受け付けた質問については、質問事項と回答事項をとりまとめて、令和5年7月12日（水）までに、岩手県公式ホームページ「入札・コンペ・公募情報」に掲載する。

(3) 参加届出書類の提出

参加者は、提出期限までに必要書類を揃えて「4 担当課」に持参又は送付により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

ア 提出書類

(ア) 様式 2-1 参加資格確認申請書

(イ) 様式 2-2 会社概要及び過去 5 年間の主な同種事業受注等実績

(注 1) 既存の資料（会社パンフレット等）に様式 2-2 に記載されている項目が網羅されている場合は代替可

(注 2) 共同提案の場合は、代表者以外の構成員についても、それぞれ提出すること。

(ウ) 直近の財務諸表

(エ) 様式 2-3 受付表

イ 提出期限

令和 5 年 7 月 14 日（金） 17:00 [必着]

ウ 提出先

岩手県農林水産部流通課（連絡先は「4 担当課」を参照）

エ 提出方法

(ア) 持参又は送付により提出すること。

(イ) 持参の場合は、イの提出期限までの平日の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までの間に持参のこと。

(ウ) 郵送及び電子メールの場合は、イの提出期限までに必着とし、いずれの場合も到着確認を行うこと。なお、電子メールの場合は、件名に「ふるさと納税（農林水産物返礼タイプ）支援サービス利用業務参加届出書の提出について」と記載すること。

オ 確認結果

参加資格の確認結果は、令和 5 年 7 月 18 日（火）までに電子メールにより通知する。

カ 留意事項

(ア) 上記書類を提出期限までに提出しなかった者又は参加資格が認められなかった者は、プロポーザルに参加することができない。

(イ) 参加届出書類に虚偽の記載が判明した場合には、参加資格を取り消すとともに、当該参加者の提案を無効とする。

キ 参加資格の喪失

参加者は、下記「6 受託候補者の選定方法等に関する事項」に記載のプロポーザルの実施日までに、「3 参加者の資格要件等」に該当しなくなったときは、参加資格を失う。

(4) 参加が認められなかった者に対する説明

参加資格を確認した結果、参加資格が認められなかった者は、知事に対して、書面（様式任意）により、その理由の説明を求めることができる。

ア 提出期限

令和5年7月20日（木）17：00 [必着]

イ 提出先

岩手県農林水産部流通課（連絡先は「4 担当課」を参照）

ウ 提出方法

持参又は送付により提出すること。

エ 回答

知事は、説明を求められたときは、説明を求めた者に対して、令和5年7月24日（月）までに電子メール等によりその理由を回答する。

(5) 業務提案書等の提出

資料3「業務提案書作成要領」で定める書類

ア 提出部数

業務提案書 7部

※ 業務提案書のサイズはA4判縦とし、正本1部、副本6部提出すること。

イ 提出期限

令和5年7月31日（月）17：00 [必着]

ウ 提出先

岩手県農林水産部流通課（連絡先は「4 担当課」を参照）

エ 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

(ア) 持参の場合は、ウの提出期限までの平日の午前9時から正午まで又は午後1時から

午後5時までの間に直接提出すること。

(イ) 郵送の場合は、配達証明付書留郵便等配達記録が残る方法で郵送するものとし、提出期限までに必着のこと。

(6) 業務提案の無効

参加届出書類の確認の結果、参加資格が認められなかった者の業務提案又は次のいずれかに該当する業務提案は、無効とする。

ア 提出期限を過ぎて提出された提案

イ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案

ウ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

エ その他本実施要領に違反した提案

(7) プロポーザルへの不参加

ア 参加届出書類の確認の結果、参加資格を有すると認められた者が、「6 受託候補者の選定方法等に関する事項」に定めるプレゼンテーション審査に参加しない場合は、プレゼンテーション審査実施日の前日までに、「様式2-4 プロポーザル参加辞退届」を、岩手県農林水産部流通課（「4 担当課」を参照）に持参又は送付により提出すること。

なお、プロポーザルに参加しなかった者は、これを理由として、以降、県が実施する他の企画競争等について不利益な取扱いを受けることはない。

(8) 留意事項

ア 参加者1者につき1提案とする。

イ 業務提案書等は、提出後の書換え、引換え、撤回又は再提出を認めない。また、提出された業務提案書等は返却しない。

6 受託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 選定委員会及び審査事項

審査は、別に定める「ふるさと納税（農林水産物返礼タイプ）支援サービス利用業務提案選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において行う。

(2) 審査方法及び審査基準

資料4「業務提案審査要領」による。

(3) 選定委員会（プレゼンテーション審査）の開催

ア 開催日時（予定）

令和5年8月3日（木）

イ 開催場所（予定）

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1

岩手県庁 P-3 会議室

ウ 開催方法等

(ア) 審査は、参加者から提出された業務提案書及び参加者によるプレゼンテーションに基づいて行う。

(イ) 業務提案者によるプレゼンテーションの順番は、業務提案書の受付順とする。

(ウ) 事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配布は原則として認めない。

(エ) 参加者は1提案につき3名以内とする。

(オ) プレゼンテーションの時間は、1者あたり30分（説明20分、質疑応答10分）とする。ただし、都合により、1者当たりのプレゼンテーションの時間を変更する場合がある。

(カ) 参加者が6者以上となる場合には、県が、「業務提案審査要領」で定める審査項目により一次審査を行い、上位と評された5者により、選定委員会において審査を行う。

なお、参加者が5者以下であった場合には、一次審査は行わない。

エ 新型コロナウイルス感染症の感染状況等により、書面のみによる審査とし、プレゼンテーションを実施しない場合がある。その場合は、事前に書面で通知する。

(4) 受託候補者の内定

ア 県は、選定委員会の選定結果に基づき、第1順位の者を受託候補者として内定する。

イ 審査結果は、受託候補者を決定後、各参加者に文書で通知する。なお、審査・選定結果に関する質問には応じない。

ウ 第1順位の受託候補者が契約を締結しない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。

(5) 審査結果等の公表

審査結果は、県のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

7 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 契約保証金

岩手県会計規則（平成4年岩手県規則第21号）に基づき判断する。

(3) 契約内容及び仕様書

契約内容及び仕様については、県と受託候補者が協議の上、決定する。

(4) 契約結果の公表

県は、契約結果について、契約締結の日から概ね15日以内に、関係事項を岩手県公式ホームページ上で公表する。

8 公正なプロポーザル実施の確保

(1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）

等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 参加者は、プロポーザルに当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及

び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に業務提案書を作成しなければならない。

(3) 参加者は、受託候補者の選定前に、他の参加者に対し業務提案書を意図的に開示しては

ならない。

(4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、プロポーザルを公正に執行

することができないと認められるときは、当該参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

9 その他事項

(1) 提出書類の取扱い

ア 参加者が県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。

イ 提出書類は返却しない。

ウ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負うものとする。

(2) プロポーザル参加に要する費用について

プロポーザル参加に要する経費は、全て参加者が負担するものとする。

(3) 手続の停止又は契約の解除に係る費用補償

手続の停止又は契約の解除があった場合でも、当該業務に要した費用については、一切補償しないものとする。

(4) その他

ア 参加者は、参加届出書類の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとする。

イ 提出書類は、必要に応じて複写を行う。使用は県庁内及び選定委員会での検討に限る。

【参考】 スケジュール（予定）

| | |
|--------------------|----------|
| ① プロポーザル実施要領等の公表 | 7月5日（水） |
| ② 質問票の提出期限 | 7月11日（火） |
| ③ 質問に対する回答 | 7月12日（水） |
| ④ 参加申込書等提出期限 | 7月14日（金） |
| ⑤ 参加資格確認結果通知 | 7月18日（火） |
| ⑥ 業務提案書等の提出期限 | 7月31日（月） |
| ⑦ 選定委員会（プレゼンテーション） | 8月3日（木） |
| ⑧ 結果通知 | 8月中旬 |
| ⑨ 契約締結 | 8月下旬 |

※ 現時点の予定であり、変更の場合があること。